

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額の変更について
(通知)

公立学校共済組合の育児休業手当金及び介護休業手当金の給付水準は、雇用保険法に定める育児休業給付及び介護休業給付に準じています。

このたび、雇用保険法第17条第4項第2号ロ及びハに定める賃金日額が変更されたことに伴い、令和元年8月1日以降の休業期間に係る育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額が、下記のとおり変更されましたので、貴所属所の組合員へ周知してください。

記

1 給付上限日額の変更

区 分	給付上限日額	
	変更前 (令和元年7月休業分まで)	変更後 (令和元年8月休業分から)
育児休業手当金 (100分の50適用の場合)	10,234円	10,322円
育児休業手当金 (100分の67適用の場合)	13,713円	13,832円
介護休業手当金	15,093円	15,230円

(注) 1 給付日額が給付上限日額を上回る場合は、給付上限日額を基に給付額を計算する。

2 育児休業を取得した期間が通算して180日に達するまでの期間は、標準報酬日額の100分の67を給付する。

2 申請書等用紙の変更

育児休業手当金請求書〔整理番号20〕及び介護休業手当金請求書〔整理番号26-2〕の用紙については、様式に変更はないが、支部ホームページ掲載のエクセル形式の用紙については、給付上限日額データを更新したものを改めて掲載するので、適宜ダウンロードして使用すること。

問合せ先
担当 年金給付係 益満・坂元
電話 099-286-5206